[規十二条の七の二 八 二及びホ、規十二条の七の五 七 二及びホ]

本接接音の経費の持った上目	[規十二条の七の二 八 二及び	木、規十二条	の七の五	七 二及び	ゾホ]				1	ĺ																	
株式経営の発売の利用	水質検査に係る地下水を持	采取した場所	听 ————	処分場	ピット	水(採7	火設 伽	講)																			
************************************	採取月			4月		5月		6月		7月]	8月		9月		10月		11月		12月	1	1月		2月		3月	
************************************	水質検査に係る地下水を摂	采取した日		4月25	5日	5月23	3日	_		7月29	9日																
변화되는 변화 약요 기술한 약간 기술한	水質検査の結果の得られた	水質検査の結果の得られた日		5月13	3日			-		8月12日																	
## 3년 명시			単位			計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定
### 3以下			+	HI III	1370	пт	1370	HIZE	137	пте	1370	H1 ± IE	137	пте	137	HI TIE	117	пте	1370	川土に	137	H1 = IE	137	川土に	137	пте	132
無約 23下 mg/ 103下 mg/ 27 mg/ 2																											
語音性ソガン 10以下 mg/l mg/l mg/l mg/l mg/l mg/l mg/l mg/l			1																								
海色性 10以下 mg/																											
승기점																											
○ 3																											
(計算																											
大麻色形数 3000以下 信/m mg/ mg/ mg/ mg/ mg/ mg/ mg/ mg/ mg/ m			-																								
金分子 10以下 10以下 10以下 10以下 10以下 10以下 10以下 10以下																											
からう人 0.以下 mg/																											
全タアン 1以下 mg/l																											
新樹(2) 1以下 mg/l 2																											
登																											
が																											
登大祭 0.05以下 mg/l アルチル水銀 15世のないと mg/l ボルラルンス mg/l ボルラルンス mg/l アルチル水銀 15世のないと mg/l ボルラルンス mg/l ロース mg/																											
全水服																											
アルキル水類 株式を作びて上り																											
####################################		1	1																								
Type																											
		0.000,0,1	+																								
研放性変素 ヘキサン抽出物質量(鉱物油) 30以下 mg/l セレン 01以下 mg/l 11.1-1-1/20口耳タン 3以下 mg/l 11.2-2/20口耳タン 0.04以下 mg/l 11.2-2/20口耳タン 0.04以下 mg/l シグロロタン 0.2以下 mg/l シブロロタン 0.2以下 mg/l 11.2-1/20口耳チレン 0.1以下 mg/l 11.2-1/20口耳チレン 0.1以下 mg/l 11.2-1/20口耳チレン 0.1以下 mg/l 11.2-1/20口耳タン 0.06以下 mg/l 11.2-1/20口耳タン 0.06以下 mg/l バングロンタン 0.0以下 mg/l 11.2-1/20口耳タン 0.06以下 mg/l マンゼン 0.03以下 mg/l ペンゼン 0.1以下 mg/l インチウン 0.03以下 mg/l マンゼン 0.03以下 mg/l カンブロンクン 0.02以下 mg/l カンブロンクン 0.02以下 mg/l カンブロンクン 0.02以下 mg/l カンブロンクン 0.02以下 mg/l カンブンク 0.03以下 mg/l カンブンク 0.02以下 mg/l カンブンク 0.03以下 mg/l カンブンク 0.05以下 mg/l		¥1											1														
ヘキサン植出物質量(鉱物油) 5以下 mg/l イキウと曲出物質量(鉱種物油) 30以下 mg/l 1.11-ドリクロエタン 3以下 mg/l 12-ジクロエタン 0.0以下 mg/l 12-ジクロエタン 0.0以下 mg/l 1.1-ジクロエタン 0.2以下 mg/l シスー2-ジクロエチレン 0.2以下 mg/l シスー2-ジクロエチレン 0.1以下 mg/l シスー2-ジクロエチレン 0.1以下 mg/l トリクロエチレン 0.1以下 mg/l トリクロエチレン 0.1以下 mg/l トリクロエチレン 0.1以下 mg/l トリクロコアクン 0.0以下 mg/l トリクロコアクン 0.0以下 mg/l シマジン 0.0以下 mg/l タイオキシン類(全着性等量) 10以下 mg/l ダイオキシン類(全着性等量) 10以下 mg/l タの mg/l 9 mg/l のDD 60 mg/l 4 l O l O l O l O l O l O l O l O l O l													1														
ペキサン抽出物質量(動植物油) 30以下 mg/l		5以下																									
セレン 0.1以下 mg/l mg/l mg/l mg/l mg/l mg/l mg/l mg/l																											
1.1.1-トリクロエタシ 3以下 mg/l	セレン																										
四塩化炭素 0.02以下 mg/l			1																								
12-ジクロロエチレン 0.04以下 mg/l	四塩化炭素		1																								
1.1-ジクロロエチレン 0.2以下 mg/l	1.2-ジクロロエタン		1																								
ジクロロメタン 0.2以下 mg/l シス・12-ジクロロエチレン 0.1以下 mg/l 1.1.2-トリクロロエタン 0.0以下 mg/l トリクロロエチレン 0.3以下 mg/l トリクロロエチレン 0.1以下 mg/l インゼン 0.1以下 mg/l 1.3-ジクロプロペン 0.02以下 mg/l シマジン 0.03以下 mg/l チウラム 0.06以下 mg/l チオペンカルブ 0.2以下 mg/l ダイオキシン類(全毒性等量) 10以下 pg-TEO/l pH 5.8-8-8.6 - 7.6 O 7.2 O 6.8 O COD 90 mg/l 9 O 6 O BOD 60 mg/l 4 O 1 O 1 O 1 O 6 企業素 120 mg/l 6.9 O 2.9 O 0.9 O 0.9	1.1-ジクロロエチレン		+																								
シス-1.2-ジクロロエチレン 0.1以下 mg/l	ジクロロメタン	0.2以下																									
1.1.2-トリクロロエタン 0.06以下 mg/l	シス-1.2-ジクロロエチレン		1																								
1.1.2-トリクロロエタン 0.06以下 mg/l	テトラクロロエチレン	0.1以下	1																								
ペンゼン 0.1以下 mg/l 0.0以下 0.0以	1.1.2-トリクロロエタン	0.06以下	+																								
1.3-ジクロロプロペン 0.02以下 mg/l	トリクロロエチレン	0.3以下	mg/l																								
1.3-ジクロロプロペン 0.02以下 mg/l	ベンゼン	0.1以下																									
シマジン 0.03以下 mg/l mg/l	1.3-ジクロロプロペン	0.02以下	+																								
チオペンカルブ 0.2以下 mg/l lo以下 pg-TEQ/l lo以下 pg-TEQ/l lo以下 pg-TEQ/l lount pg-TEQ/l <	シマジン	0.03以下	1																								
チオペンカルブ 0.2以下 mg/l lo以下 pg-TEQ/l lo以下 pg-TEQ/l lo以下 pg-TEQ/l lount pg-TEQ/l <	チウラム	0.06以下																									
ダイオキシン類(全毒性等量) 10以下 pg-TEQ/l pg-TEQ/l BOD	チオベンカルブ																										
COD 90 mg/l 9 0 6 0 5 0 <	ダイオキシン類(全毒性等量)	10以下																									
BOD 60 mg/l 4 O 1 O 1 O I O I O I O I O I O I O I O I O I I O I O I O I I O I I O I I I O I I I I O I <	рН	5.8 ~ 8.6	-	7.6	0	7.2	0			6.8	0																
BOD 60 mg/l 4 O 1 O 1 O I O I O I O I O I O I O I O I O I I O I O I O I I O I I O I I I O I I I I O I <	COD	90	mg/l	9	0	6	0			5	0																
全窒素 120 mg/l 6.9 O 2.9 O 0.9 O 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	BOD	60		4	0	1				1	0																
全窒素 120 mg/l 6.9 O 2.9 O 0.9 O 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	浮遊物質量	60	mg/l	ND	0	ND	0			6	0																
	全窒素	120	mg/l	6.9	0	2.9	0			0.9	0																

※1:1リットルにつき、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200ミリグラム以下

[規十二条の七の二 八 二及びホ、規十二条の七の五 七 二及びホ]

水質検査に係る地下水を抗	采取した場所	f	周縁地	域地	下水 No).1(上	:流)																			
採取月			4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月]	2月		3月	
水質検査に係る地下水を抗	質検査に係る地下水を採取した日			4月25日		5月23日		6月27日		日																
水質検査の結果の得られる	水質検査の結果の得られた日		5月9	日	5月30日		7月14日		8月12日																	
	基準値	単位	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定
電気伝導率		ms/m	20	0	18	0	14	0	21	0																1
全シアン	検出されないこと	mg/l																								
<u></u>	0.01以下	mg/l																								
六価クロム	0.05以下	mg/l																								
砒素	0.01以下	mg/l																								
全水銀	0.0005以下	mg/l																								
アルキル水銀	検出されないこと	mg/l																								
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	mg/l																								
セレン	0.01以下	mg/l																								
1.1.1-トリクロロエタン	1以下	mg/l																								
四塩化炭素	0.002以下	mg/l																								
1.2-ジクロロエタン	0.004以下	mg/l																								
1.1-ジクロロエチレン	0.1以下	mg/l																								
ジクロロメタン	0.02以下	mg/l																								
テトラクロロエチレン	0.01以下	mg/l																								
1.1.2-トリクロロエタン	0.006以下	mg/l																								
トリクロロエチレン	0.03以下	mg/l																								
ベンゼン	0.01以下	mg/l																								
1.3-ジクロロプロペン	0.002以下	mg/l																								
シマジン	0.003以下	mg/l																								
チウラム	0.006以下	mg/l																								
チオベンカルブ	0.02以下	mg/l																								
カドミウム	0.01以下	mg/l																								
1.4-ジオキサン	0.05以下	mg/l																								
1.2-ジクロロエチレン	0.04以下	mg/l																								
塩化ビニルモノマー	0.002以下	mg/l																								
ダイオキシン類(全毒性等量)	1以下	pg-TEQ/																								
浮遊物質量	60	mg/l	ND	0	ND	0	ND	0	ND	0																
必要な措置を講じた年月日とその																										

※1:異常が認められた場合のみ記入すること。

[規十二条の七の二 八 二及びホ、規十二条の七の五 七 二及びホ]

水質検査に係る地下水を	採取した場所	Í	周縁地	域地	下水 N	0.2(下	流)																			
採取月			4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月]	11月		12月]	1月		2月		3月	
水質検査に係る地下水を採取した日			4月25日		5月23日		6月27日		7月29	9日																
水質検査の結果の得られた日			5月9日		6月3日		7月14	日	8月12	2日																
	基準値	単位	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定	計量値	判定
電気伝導率	-	ms/m	32	0	29	0	25	0	31	0																
全シアン	検出されないこと	mg/l																								
鉛	0.01以下	mg/l																								
六価クロム	0.05以下	mg/l																								
砒素	0.01以下	mg/l	0.004	0	0.005	0	0.005	0	0.008	0																
全水銀	0.0005以下	mg/l																								
アルキル水銀	検出されないこと	mg/l																								
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	mg/l																								
セレン	0.01以下	mg/l																								
1.1.1-トリクロロエタン	1以下	mg/l																								
四塩化炭素	0.002以下	mg/l																								
1.2-ジクロロエタン	0.004以下	mg/l																								
1.1-ジクロロエチレン	0.1以下	mg/l																								
ジクロロメタン	0.02以下	mg/l																								
テトラクロロエチレン	0.01以下	mg/l																								
1.1.2-トリクロロエタン	0.006以下	mg/l																								
トリクロロエチレン	0.03以下	mg/l																								
ベンゼン	0.01以下	mg/l																								
1.3-ジクロロプロペン	0.002以下	mg/l																								
シマジン	0.003以下	mg/l																								
チウラム	0.006以下	mg/l																								
チオベンカルブ	0.02以下	mg/l																								
カドミウム	0.01以下	mg/l																								
1.4-ジオキサン	0.05以下	mg/l																								
1.2-ジクロロエチレン	0.04以下	mg/l																								
塩化ビニルモノマー	0.002以下	mg/l																								
ダイオキシン類(全毒性等量)	1以下	pg-TEQ/I																								
浮遊物質量	60	mg/l	33	0	25	0	26	0	34	0																
必要な措置を講じた年月日とそ	mg/1	30)	20	<u> </u>	20		34	1 ~												ı		ı			

※1:異常が認められた場合のみ記入すること。

[規十二条の七の二 八 ロ、ハ、ヘ、ト及びチ、規十二条の七の五 七 ロ、ハ、ヘ、ト及びチ]

[規十二条の七の二 八 ロ、ハ、へ、 点検月	<u> アメいナ、祝干一分</u>	4月 5月			6月		7月		8月		9月	10月		11月	12月	1月 2月				3月	
維持管理項目	点検頻度				必要な措置 を講じた年 月日とその 内容(※1)			1		1			I						1	必要な措置 を講じた年 月日とその 内容(※1)	
雨水集排水設備	毎日	無		無		無		無													
擁壁等 (※2)	毎日																				
遮水工 (※2)	毎日																				
調整池 (※2)	毎日																				
浸出液処理設備 (※2)	毎日																				
防凍措置 (※2)	毎日																				

※1:異常が認められた場合のみ記入すること。

※2:該当しない。

残余容量(年1回)

[規十二条の七の二 八 リ、規十二条の七の五 七 リ]

測定年月日	令和7年 4月 1日
測定結果	0m ³